

久米島町選挙事務従事者募集要項

1 概要

久米島町選挙管理委員会では、久米島町で執行される選挙において投票立会人及び投票事務従事者等に從事してくださる方を事前に登録するため、久米島町選挙事務従事者を募集します。

2 登録対象

- (1) 期日前投票
期日前投票立会人及び期日前投票事務従事者
- (2) 当日投票
当日投票立会人及び当日投票事務従事者（湯茶係に限る。）
- (3) その他選挙事務
事前準備、期日前・不在者投票及び投開票当日業務等の従事者

3 従事場所・時間・期間等

詳細については、執行される選挙の選挙期日が決まり次第お知らせしますが、概ね次のとおりです。

- (1) 期日前投票
別表1のとおり
- (2) 当日投票
従事場所については別表2に掲げる投票所のいずれかです。また、従事時間及び期間等については、以下のとおりです。
ア 当日投票立会人 投票日当日の午前7時から正午まで
又は正午から午後7時まで（両方を兼ねることも可）
イ 当日投票事務従事者 午前6時45分から午後7時まで
※第1投票所については、開票所食糧配布終了まで。
- (3) その他選挙事務
別表3のとおり

4 業務内容

- (1) 期日前投票立会人及び当日投票立会人
期日前投票及び当日投票が行われる際、投票管理者の事務執行に必要な補助を行うとともに、投票事務の執行が公正に行われるように監視していただきます。

【主な職務】

- ア 投票所開閉の立会い
 - イ 選挙人の選挙人名簿抄本との対照の立会い
 - ウ 選挙人に対する投票用紙交付の立会い
 - エ 投票箱閉鎖の立会い
 - オ その他投票手続全般の立会い など
- (2) 期日前投票事務従事者及び当日投票事務従事者（湯茶係に限る。）

投票事務（投票用紙の交付や案内等）を処理していただきます。

【主な職務】

- ア 期日前投票所での投票用紙の交付
- イ 期日前投票所での案内業務
- ウ 期日前投票所での名簿対照業務
- エ 当日投票所での湯茶係 など

(3) その他選挙事務

ア 事前準備

投票所で使用する投票用紙、消耗品等の仕分け・整理などを行っていただきます。

イ 期日前・不在者投票

期日前投票における投票録の作成及び病院・施設等の不在者投票における投票用紙の交付・受理などを行っていただきます。

投票所で使用する選挙機材の整理などを行っていただきます。

エ 投開票当日

投票所において、不在者投票封筒の受理や不在者投票調書の作成などを行っていただきます。

開票所において、集計済み投票用紙の整理や開票録の作成補助などを行っていただきます。

カ 選挙後処理

投票入場券のバーコード集計や検収報告書類の整理を行っていただきます。

5 報酬等

別表4のとおり

6 被登録資格等

(1) 期日前投票立会人

- ア 選挙事務に対し責任をもって、事務を遂行できる方
- イ 秘密の保護に関し信頼のおける方
- ウ 選挙権を有する方
- エ 当該選挙の候補者でない方
- オ その他選挙事務に支障のない方

(2) 当日投票立会人

- ア 選挙事務に対し責任をもって、事務を遂行できる方
- イ 秘密の保護に関し信頼のおける方
- ウ 久米島町の選挙人名簿に登録されている方
- エ 当該選挙の候補者でない方
- オ その他選挙事務に支障のない方

(3) 期日前・当日投票事務従事者

- ア 選挙事務に対し責任をもって、事務を遂行できる方
- イ 秘密の保護に関し信頼のおける方
- ウ 複雑な投票事務を処理できる事務能力を有している方

- エ その他選挙事務に支障のない方
- (4) その他選挙事務
 - ア 選挙事務に対し責任をもって、事務を遂行できる方
 - イ 秘密の保護に関し信頼のおける方
 - ウ 複雑な投票・開票（選挙）事務を処理できる事務能力を有している方
 - エ その他選挙事務に支障のない方

7 登録期間

登録された日の属する年から4か年とし、期限到来後の更新を可能とします。また、登録期間中に登録の抹消を希望する場合は、期限到来前に抹消できるものとします。

8 応募方法

「久米島町選挙事務従事者登録申込書」に必要事項を記入の上、久米島町選挙管理委員会事務局宛に、郵送、FAX、E-mail等で提出してください。持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時までで、受付は随時行っています（土・日・祝日は受付しません。）。

9 選挙時の連絡

久米島町で執行される選挙の選挙期日等が決まりましたら、登録者に個別に連絡し、選挙事務等に従事していただく日時・場所の調整を行います。選挙の執行時期により、選挙事務等に従事できない場合があっても構いません。

※必ずしも登録者全員に連絡があるわけではありませので、あらかじめご了承ください。

10 その他

- (1) 原則として、正職員と同じく地方公務員法の服務に関する規定が適用されるほか、懲戒や分限処分の対象となります。
- (2) 選挙事務等の従事に当たり、職務上知り得た情報を漏らすことや、特定の候補者への誘導を行うことは法の処罰の対象となりますので、十分にご注意ください。
- (3) 提出書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (4) 選挙事務等の従事に当たっては、従事しようとする選挙の候補者と直接関係がない（親族や運動員でない）ことを事前に確認させていただきます。
- (5) この登録をもって選挙執行時に必ず投票事務等に従事できるものではありません。

ご応募お待ちしております！



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

別表 1 (3 (1)関係)

(1) 期日前投票立会人

従事場所	従事時間	従事期間
久米島町役場 (1階会議室)	<p>【前半】 午前8時30分から 午後2時30分まで</p> <p>【後半】 午後2時30分から 午後8時00分まで</p> <p>※前・後半両方を兼ねる ことも可とします。</p>	<p>公示又は告示の日の翌日から、投票日前日まで（土・日・祝日を含む）のうち、原則、1日の前・後半のいずれかとしますが、複数の日にわたっての従事や前・後半両方を兼ねることも可とします。</p> <p><参考>直近の選挙における選挙期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長選挙：6日間 ○町議会議員選挙：6日間 ○県知事選挙：16日間 ○県議会議員選挙：8日間 ○衆議院議員選挙：11日間 ○参議院議員選挙：14日間

(2) 期日前投票事務従事者

従事場所	従事時間	従事期間
久米島町役場 (1階会議室)	<p>【前半】 午前8時30分から 午後2時30分まで</p> <p>【後半】 午後2時30分から 午後8時00分まで</p> <p>※前・後半両方を兼ねる ことも可とします。</p>	<p>公示又は告示の日の翌日から、投票日前日まで（土・日・祝日を含む）のうち、原則、1日の前・後半のいずれかとしますが、複数の日にわたっての従事や前・後半両方を兼ねることも可とします。</p> <p><参考>直近の選挙における選挙期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町長選挙：6日間 ○町議会議員選挙：6日間 ○県知事選挙：16日間 ○県議会議員選挙：8日間 ○衆議院議員選挙：11日間 ○参議院議員選挙：14日間

※…上記の従事時間及び従事期間は、変更となる場合があります。

別表2 投票所一覧（3(2)関係）

投票区	投票所名	所在地
1	久米島町役場	久米島町字比嘉 2870 番地
2	具志川農村環境改善センター	久米島町字仲泊 730 番地
3	ほんのもり	久米島町字嘉手苅 530 番地
4	宇江城地区会館	久米島町字宇江城 798 番地

※…上記の投票所はあくまで予定のため、変更となる場合があります。

別表3（3(3)関係）

従事場所	従事時間	従事期間
久米島町役場 (選挙管理委員会事務室)	【事前準備】 午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで 【期日前・不在者投票】 午前 8 時 30 分から 午後 8 時 00 分まで 【投票当日】 午前 6 時 45 分から 解散指示があるまで 【選挙後処理】 午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	公示又は告示の日の約 7 日前から、投票日の約 2 日後まで（土・日・祝日も勤務となる場合があります。） <参考>直近の選挙における従事期間

※…上記の従事場所、従事時間及び従事期間は、変更となる場合があります。

別表4（5関係）

従事する職務		所在地
期日前投票	投票立会人	1 回（半日）当たり 5,450 円
	投票事務従事者	時給 1,174 円（土・日・祝日等の加算あり）
当日投票	投票立会人	1 回（半日）当たり 6,200 円
	投票事務従事者	1 回（1 日）当たり 22,500 円 ※13 時間を超える場合は、1 時間ごとに 2,000 円加算。 ※第 1 投票所湯茶係は、5,100 円加算。
その他選挙事務		時給 1,174 円（土・日・祝日等の加算あり）

※1…報酬等の額は、国の制度改正等により変更となる場合があります。

※2…所得税を源泉徴収した上での支給となります。

久米島町選挙事務従事者登録申込書

令和 年 月 日

久米島町選挙管理委員会委員長 宛

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
住所	〒 —		
電話番号	自宅 _____ 携帯 _____		
E-mail			
※立会人の み 所属政党等	有・無	※有の場合のみ 所属する政党名等	

※公職選挙法の規定により、同一の政党その他政治団体に属する者は、一の投票区において二人以上を投票立会人に選任することができないため、確認させていただいております。

希望する登録内容 ※記載内容を参考にして選挙ごとに従事日等を調整させていただきます。 ※ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。	希望する業務内容にチェックしてください（複数回答可）。 <input type="checkbox"/> 期日前投票立会人 <input type="checkbox"/> 期日前投票事務従事者 <input type="checkbox"/> 当日投票立会人 <input type="checkbox"/> 当日投票事務従事者 <input type="checkbox"/> 当日開票（選挙）事務従事者 <input type="checkbox"/> その他選挙事務
	事務従事の勤務日程等に関するご希望等がありましたら以下に記入してください（なければ空欄で結構です）。 例（曜日等について）：「平日のみ可」「水曜日不可」「月、水、金、土のみ可」など 例（日数について）：「少ない日数が良い」「できるだけ多い日数が良い」など

※ご提供いただいた個人情報は、選挙事務従事者の選任の目的にのみ利用します。また、個人情報保護に関する法律等を遵守し、紛失、漏えい等のないよう適切な管理に努めます。

<申込・お問合せ先>

久米島町選挙管理委員会事務局宛に、郵送、FAX、E-mail 等でお申し込みください。

久米島町選挙管理委員会事務局 〒901-3193 久米島町字比嘉 2870 番地

TEL : 098-985-7121 FAX : 098-985-7080 E-mail : senkan@town.kumejima.lg.jp